

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表

1 議会の情報公開について

改正後	改正前
一 議会も情報公開制度（条例）の実施機関とし、その開示は議長が行う。 二 情報公開対象文書 1 本会議会議録 情報公開制度にかかわらず、地方自治法により公開となっている。 2 委員会記録 委員会（常任委員会・議会運営委員会・特別委員会）記録は、公開対象文書とする。 3 会議記録以外の一般文書 他の実施機関と同じく開示する。 4 対象文書の保存年限 <u>本会議及び委員会記録文書の保存年限は永年保存とする。</u> 三 記録作成体制の整備 記録の正確性を期するため、記録作成の補助手段として昭和61年第1回定例会から、委員会に録音機器を導入する。	一 議会も情報公開制度（条例）の実施機関とし、その開示は議長が行う。 二 情報公開対象文書 1 本会議会議録 情報公開制度にかかわらず、地方自治法により公開となっている。 2 委員会記録 委員会（常任委員会・議会運営委員会・特別委員会）記録は、公開対象文書とする。 3 会議記録以外の一般文書 他の実施機関と同じく開示する。 4 対象文書の保存年限 <u>委員会記録文書の保存年限は10年とする。</u> 三 記録作成体制の整備 記録の正確性を期するため、記録作成の補助手段として昭和61年第1回定例会から、委員会に録音機器を導入する。

2 区議会への意見・要望の取扱いについて（新規制定）

改正後	改正前
<u>区議会ホームページの入力フォームや文書で寄せられた区議会への意見・要望の取扱いについては、その内容を議長に報告するとともに幹事長会での報告により全議員に共有し、個別の回答は行わないこととする。</u>	（新規制定）